「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針及び厚生労働大臣が定める教育訓練の基準の一部を改正する告示」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和５年３月31日
厚　生　労　働　省
職業安定局総務課

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針及び厚生労働大臣が定める教育訓練の基準の一部を改正する告示（令和５年厚生労働省令165号）については、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施致しませんでした。

※行政手続法（平成５年法律第88号）抄
（意見公募手続）
第三十九条　（略）
２・３　（略）
４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一～七　（略）
八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

以上